

**【更新 2月26日現在－新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する日本政府による
入国規制について】**

日付の閣議決定によって、これまでの入国規制内容に以下の点が追加されました。

●本邦への上陸の申請日14日以内に、韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人についても、特段の事情がない限り、日本に入国ができません。（既に、中国湖北省及び浙江省について同様の措置を実施中。）

なお、中国湖北省及び浙江省において発行された中国旅券を所持する方についても、引き続き、特段の事情がない限り本邦への上陸ができません。これら旅券の所持者を本邦に上陸させる必要がある方は、当館領事班までご相談下さい。（シアトル総領事館領事班：206-682-9107。17時まで。）

詳しくは、当館 HP（英語版）の最新情報に掲載しました” Important Notice on Novel Coronavirus” をご参照ください。

<https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/000572231.pdf> （注：総領事館の HP のシステムが3月2日目処でアップデートされる予定です。そのため、それ以降はこのリンクから自動的に該当ページへ飛べなくなります。3月2日以降は当館 HP（英語版）のトップページの” What’s New” からご確認下さい。）

また、以下の関連リンクも併せてご案内いたします。

厚労省:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

内閣官房:<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>